

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1400001	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間 求人情報事業者の活用	自衛隊法35条 自衛隊法施行規則第21条第2項 任命権に関する 訓令	任命権に関する訓令第86条の 規定に基づき、採用を行っており、 募集に際しては適切な公募 等により行っている。	c		特定の知識、経験、技能等の内 容、採用の緊急性等の事情を勘 案し公募により難しい場合を除 き、適切な公募によっている。現 在のところ公的機関としてハ ローワークなどを通じて募集を しており、適正な採用が出来てい るため、費用対効果の観点から 民間求人情報事業者まで拡大 する予定はない。	採用に当たっては、基本的 には一般職と同様な形態 で、人事院が発出している 「非常勤職員の適切な採用 について」を準拠して行っ ているところであり、一般職の 動向に注視して行きたい。				
z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の 証券化等に係る債権譲渡禁止 特約の解除【新規】	該当法令なし	企業が防衛庁に対して有する金 銭債権について、企業から当該 債権の譲渡後においても契約の 履行の確保に万全が期され、か つ、譲渡された債権に係る紛争 が未然に防止されると認められ るよう措置した上で、これを認め ている。譲渡の承認の対象とな る範囲は、中央調達(防衛庁契 約本部が実施している調達)に 係る契約相手方が有する製造 請負契約等の債権であって、契 約履行完了後のものについては 確定債権1億円以上、契約履行 完了前のものについては担当官 が締結した1件50億円以上か つ3会計年度以上で企業会計上 適切に売上として計上された部 分としている。	a		企業の資金調達の更なる円滑 化等を図るため、債権の譲渡後 における契約の履行の確保及 び譲渡された債権に係る紛争の 未然防止に配慮しつつ、平成1 6年度中に、譲渡の承認の対象 となる範囲の拡大を行う。	なし	平成16年度中に、債権譲渡禁 止特約の解除の対象となる契約 の拡大(リース契約等)及び譲渡 対象者の拡大(特定目的会社 等)について検討し、結論を得る ことについて回答いただきたい。	a		企業の資金調達の更なる円滑 化を図るため、平成16年度中 に、企業が防衛庁に対して有す る金銭債権について、企業から 当該債権の譲渡後においても契 約の履行の確保に万全が期さ れ、かつ、譲渡された債権に係 る紛争が未然に防止されると認 められるよう措置した上で、企 業が防衛庁に対して有する債権 であって、契約履行完了後のもの (貸借契約に係る債権を含 む)については確定債権5千万 円以上、契約履行完了前のもの (中央調達に係る製造請負契約 等の債権に限る)については担 当官が締結した1件10億円以 上かつ2会計年度以上で企業会 計上適切に売上として計上され た部分について譲渡の承認の 対象とするよう、譲渡対象範囲 の拡大を図ることとしている。な お、債権譲渡先の対象者につ いては、従前より、信用力の高い 適格機関投資家及び特別目的 会社等としている。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1400001	全省庁	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	5044	50440016	11	社団法人全国求人情報協会	16	非常勤公務員採用の際の民間求人情報事業者の活用	非常勤公務員の求人について、求職者に対し広く募集機会を知らせるために、すでに相当の実績がある求人メディアの活用を図る。人員の採用部署に適切な募集採用費用を予算化し、求人情報メディアの活用を図る一方で、適正な求人情報メディアを選別するための規程や業者登録制度を整備する。		民間の求人情報事業が拡大・一般化する中で、これを利用する求職者に公務員の求人情報を提供することは、今まで以上に公平な就職機会の拡大につながる。	
z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	5056	50560144	11	(社)日本経済団体連合会	144	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る債権譲渡禁止特約の解除[新規]	すべての国の機関及び地方自治体において、速やかに債権譲渡禁止特約を解除すべきである。		債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。このような状況を改善するため、経済産業省などの一部の国の機関においては、既に債権譲渡禁止特約の解除が行われている。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されているため、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	該当法令なし	企業が防衛庁に対して有する金銭債権について、企業から当該債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されると認められるよう措置した上で、これを認めている。譲渡の承認の対象となる範囲は、中央調達(防衛庁契約本部が実施している調達)に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権1億円以上、契約履行完了前のものについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としている。	a		企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、債権の譲渡後における契約の履行の確保及び譲渡された債権に係る紛争の未然防止に配慮しつつ、平成16年度中に、譲渡の承認の対象となる範囲の拡大を行う。	なし	平成16年度中に、債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約の拡大(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)について検討し、結論を得ることについて回答いただきたい。	a		企業の資金調達の更なる円滑化を図るため、平成16年度中に、企業が防衛庁に対して有する金銭債権について、企業から当該債権の譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、譲渡された債権に係る紛争が未然に防止されると認められるよう措置した上で、企業が防衛庁に対して有する債権であって、契約履行完了後のもの(賃貸借契約に係る債権を含む)については確定債権5千万円以上、契約履行完了前のもの(中央調達に係る製造請負契約等の債権に限る)については担当官が締結した1件10億円以上かつ2会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分について譲渡の承認の対象とするよう、譲渡対象範囲の拡大を図ることとしている。なお、債権譲渡先の対象者については、従前より、信用力の高い適格機関投資家及び特別目的会社等としている。
z1400003	防衛庁	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】	該当法令なし	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに十分留意した上で、企業の契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	b		債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、本債権に係る紛争が未然に防止されることに配慮しつつ、債権譲渡に係る企業の負担の軽減を通じ、本制度の更なる利用が図られるよう、債権譲渡の手続きの在り方について検討を行う。	なし	債権譲渡手続きの在り方について検討を行うとのことであるが、契約に債権譲渡禁止条項を設けないこと、債権譲渡手続における添付書類を削減する等手続きの簡素化を図ること、債権譲渡時の第三者対抗要件として債権譲渡登記制度の利用を認めることを検討することについて回答いただきたい。 また、その検討スケジュールを明らかにされたい。	b		要望者から要望の詳細を聴取した上で、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、本債権に係る紛争が未然に防止されることに配慮しつつ、債権譲渡に係る企業の負担の軽減を通じ、本制度の更なる利用が図られるよう、本年度中に、今後の検討の方向性を明らかにしてまいりたい。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z1400002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5086	50860034	11	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、統一した対応が求められる。	
z1400003	防衛庁	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】	5056	50560255	11	(社)日本経済団体連合会	255	防衛庁向債権の譲渡に関する事務手続の簡素化【新規】	防衛庁との単年度（予算）工事契約に係る債権譲渡について、契約に債権譲渡禁止条項を設けない債権譲渡手続の簡素化を図る債権譲渡時の第三者対抗要件について債権譲渡登記の利用を可能とする方向で見直しを行なうべきである。		支払条件が比較的短い官公庁向債権の譲渡については、譲渡手続を短期間で完了させる必要があるが、現在のようないずれも個別案件毎の申請・承諾方式では迅速な対応は困難であり、債権譲渡を行なう際の障害の一つになっている。短期債権（契約履行後の債権）については債権債務の帰属関係が明確であり、債権の譲渡期間（債権譲渡時点から防衛庁の支払時点まで）が比較的短期間となることから、実施条件の緩和によるデメリットは少ないと考えられる。企業にとって使い勝手のより債権譲渡制度が構築され、防衛庁向債権の流動化が進めば、結果的に企業の支払い利息低減による装備品の調達コスト・ライフサイクルコストの抑制、企業体質の強化による供給能力の向上、供給の安定化等の効果も期待される。	防衛庁は、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が防衛庁向債権を譲渡することを認めており、債権譲渡の際の具体的な承認手続要件を規定している。政府向債権の譲渡については、近年、各省庁において売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進められており、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進を図っている。一方、防衛庁向の債権譲渡については、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行なうことになっており、また個別案件毎に譲渡先（債権の譲受人）の登記簿謄本、有価証券報告書等多くの資料を申請書に添付せねばならず、手続が煩雑であり、手間がかかる。

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
z1400004	全省庁	クレジットカード決済による支払 業務		防衛庁においては、自衛隊の部隊等が海外で活動する場合の経費の一部について、必要に応じ会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、クレジットカード決済を活用しているところ	d		引き続き、現行会計法令等で対応しうる範囲内で必要に応じクレジットカード決済を活用してゆく		要望の趣旨は、職員の個人所有のクレジットカードの利用促進ではなく、貴庁がカード会社と契約し、クレジットカードを職員に交付するまたはそのカードで物品購入を行うといった民間企業で使用されているいわゆる「コーポレートカード」の使用を求めているものである。 この点を踏まえ、要望者より以下の通り意見が提出されており再検討願いたい。 「一部について実施しているとのことだが、どの部分(旅費?物品購入?上限金額?購入品目?等)に限定されているのか、またそれはどのような理由によるのか、これらを拡大する場合にはどのような条件が整う必要があるのか、明示して頂きたい。」	d	-	自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費(宿舍借上費、レンタカー代、食糧費、通信費等)のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じ現行会計法令等に基づきクレジットカード(いわゆるコーポレートカード)決済を活用する

「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z140004	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5095	50950002	11	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	2	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	これまで各職員が個別に行っていた精算業務をクレジットカード支払で行うことで会計処理の簡素化と事務の効率化を図ることができる。具体的には職員の精算業務の効率化、仮払・立替等の出納業務の削減、決算の簡素化、振込手数料の削減などが実現できると考えているため、クレジットカードによる支払業務を行いたい。現在の各省庁の会計規則上問題があれば、行えるように緩和していただきたい。制度上問題がなければ、その旨を明示していただきたい。現在、内閣府、財務省、経済産業省、警察庁で部分的に導入されている。したがって実務的に問題がないと考える。	